

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月26日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【電話番号】 03-6703-7940

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】 iシェアーズ S&P 500 米国株 ETF

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】 当初申込期間：1,000億円を上限とします。  
継続申込期間：10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所  
(所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年9月8日付をもって提出した有価証券届出書（2017年9月25日および2018年5月9日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）について、購入不可日および換金不可日が変更になること、また指定参加者が追加されることに伴い、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

### 第一部【証券情報】

#### （12）【その他】

購入不可日

##### <訂正前>

委託会社は、次の1. から4. の期日および期間については、受益権の購入に応じないことがあります。

1. ニューヨーク証券取引所の休場日
2. 計算期間終了日の2営業日前から計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）
3. 委託会社が、約款に規定する運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
4. 上記1. から3. のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

##### <訂正後>

委託会社は、次の1. から4. の期日および期間については、受益権の購入に応じないことがあります。

1. ニューヨーク証券取引所の休場日
2. 計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の4営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
3. 委託会社が、約款に規定する運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
4. 上記1. から3. のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### (6) 購入不可日

##### < 訂正前 >

委託会社は、次の1．から4．の期日および期間については、受益権の購入に応じないことがあります。

- 1．ニューヨーク証券取引所の休場日
- 2．計算期間終了日の2営業日前から計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）
- 3．委託会社が、約款に規定する運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- 4．上記1．から3．のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

##### < 訂正後 >

委託会社は、次の1．から4．の期日および期間については、受益権の購入に応じないことがあります。

- 1．ニューヨーク証券取引所の休場日
- 2．計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の4営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
- 3．委託会社が、約款に規定する運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- 4．上記1．から3．のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

#### 2【換金（解約）手続等】

##### (4) 換金不可日

##### < 訂正前 >

委託会社は、次の1．から4．の期日および期間については、受益権の換金に応じないことがあります。

- 1．ニューヨーク証券取引所の休場日
- 2．計算期間終了日の2営業日前から計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）
- 3．委託会社が、約款に規定する運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- 4．上記1．から3．のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

##### < 訂正後 >

委託会社は、次の1．から4．の期日および期間については、受益権の換金に応じないことがあります。

- 1．ニューヨーク証券取引所の休場日
- 2．計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の4営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
- 3．委託会社が、約款に規定する運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- 4．上記1．から3．のほか、委託会社が当該投資信託の運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (2) 指定参加者

&lt; 訂正前 &gt;

名 称	資本金の額(百万円) (2017年3月末現在)	事業の内容
イービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
シティグループ証券株式会社	96,307	
野村証券株式会社	10,000	
B N P パリバ証券株式会社	102,025	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440	
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	62,149	

&lt; 訂正後 &gt;

名 称	資本金の額(百万円) (2017年3月末現在)	事業の内容
イービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
シティグループ証券株式会社	96,307	
野村証券株式会社	10,000	
B N P パリバ証券株式会社	102,025	
フィリップ証券株式会社 <sup>*</sup>	950	
みずほ証券株式会社	125,167	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440	
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	62,149	

\* フィリップ証券株式会社は、2018年7月27日より指定参加者となります。